

## 紀州田辺梅干協同組合及び紀州みなべ梅干協同組合に対する警告について

平成24年6月14日

公正取引委員会

公正取引委員会は、紀州田辺梅干協同組合（以下「田辺梅干組合」という。）、紀州みなべ梅干協同組合（以下「みなべ梅干組合」という。）らに対し、独占禁止法に基づいて審査を行ってきたところ、次のとおり、同法第8条第1号（事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限の禁止）<sup>(注1)</sup>の規定に違反するおそれがある行為を行っていたとして、本日、田辺梅干組合及びみなべ梅干組合に対し、警告を行った。

（注1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成21年7月10日）前においては同法による改正前の独占禁止法第8条第1項第1号。以下同じ。

### 1 関係人

名 称	所 在 地	代 表 者
紀州田辺梅干協同組合	和歌山県田辺市上秋津2084番地の1	代表理事 不動 正巳
紀州みなべ梅干協同組合	和歌山県日高郡みなべ町芝503番地	代表理事 小山 豊宏

### 2 警告の概要

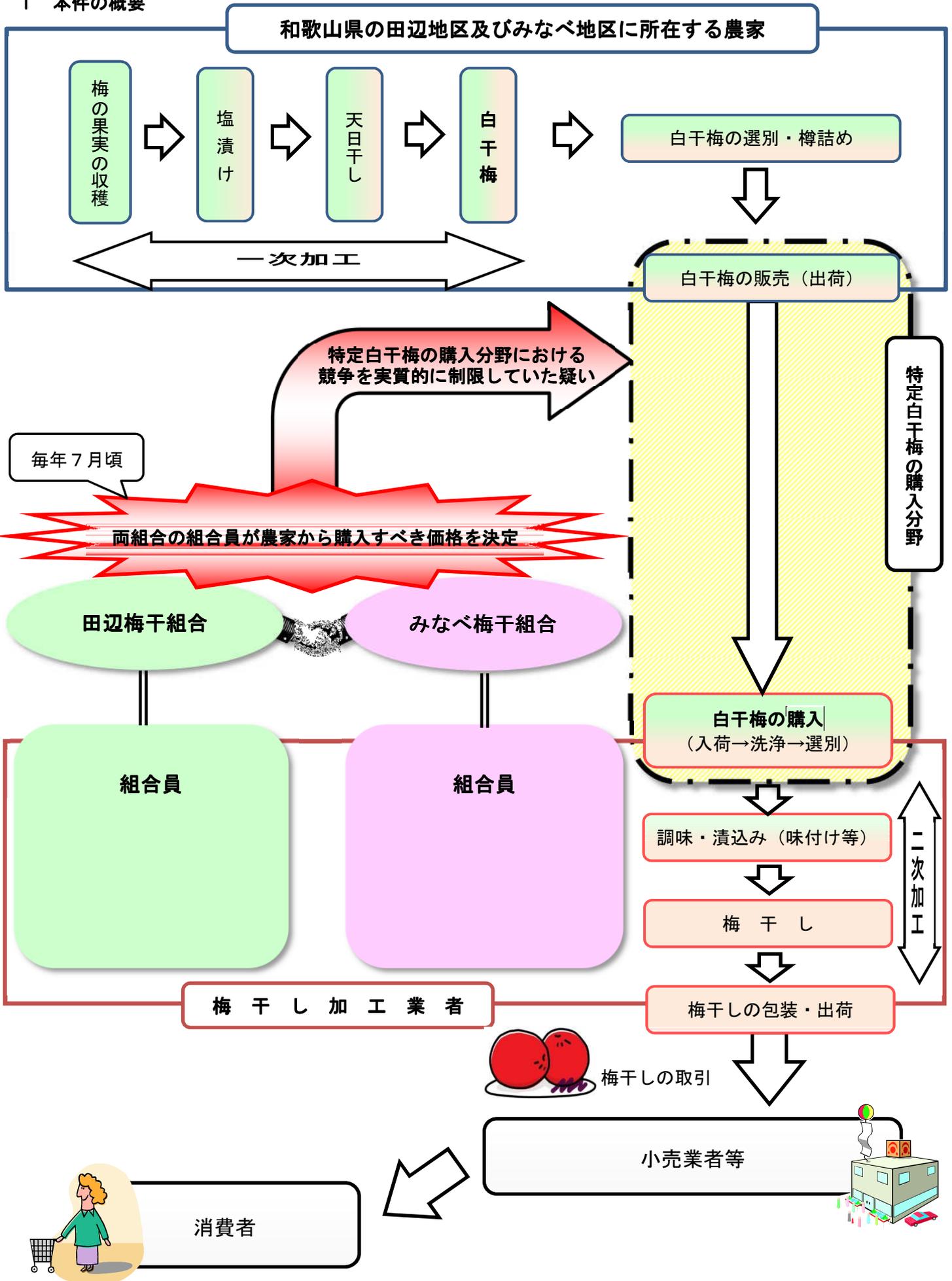
(1) 田辺梅干組合及びみなべ梅干組合は、かねてから特定白干梅<sup>(注2)</sup>の購入価格等について情報交換を行ってきたところ、遅くとも平成20年以降、毎年7月頃に、その年に生産される特定白干梅について両組合の組合員が農家から購入すべき価格を決定することにより、特定白干梅の購入分野における競争を実質的に制限していた疑いのある行為を行っていた。

（注2）「特定白干梅」とは、和歌山県の田辺地区（和歌山県田辺市、西牟婁郡白浜町、上富田町、すさみ町及び東牟婁郡串本町の区域をいう。）及びみなべ地区（和歌山県日高郡印南町及びみなべ町の区域をいう。）に所在する農家により生産される白干梅（梅の果実を塩漬げ後に天日干したものをいう。）をいう。

(2) 田辺梅干組合及びみなべ梅干組合の前記(1)の行為は、独占禁止法第8条第1号の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、田辺梅干組合及びみなべ梅干組合のそれぞれに対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第二審査課
	電話 06-6941-2638（直通）
ホームページ	<a href="http://www.jftc.go.jp/">http://www.jftc.go.jp/</a>

1 本件の概要



## 2 最近の事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限に関連した事例

件名 (措置年月日)	内容
事業協同組合群馬県GBX工業会に対する件 (平成23年1月19日警告)	遅くとも平成18年9月頃以降、群馬県型暗渠側溝（以下「GBX側溝」という。）の販売価格の低落防止を図るため、以下の①及び②により、群馬県下の暗渠側溝の販売分野における競争を実質的に制限している疑いのある行為を行っている。 ① 事業協同組合群馬県GBX工業会（以下「GBX工業会」という。）が管理するGBX側溝に係る知的財産権の実施権の許諾についてGBX工業会の組合員であることを条件とした上で、当該実施権の許諾の範囲をGBX工業会を介した取引に限定し、製造されるGBX側溝の全量がGBX工業会を通じて販売されるようにすること ② GBX工業会の組合員等の間においてGBX工業会からGBX側溝を購入して建設業者等に販売すべき者を決定させ、また、GBX工業会の組合員等が販売するGBX側溝の建設業者等向け販売価格の目安となる価格を決定すること
岐阜県私立中学高等学校協会に対する件 (平成19年11月30日警告)	岐阜県私立中学高等学校協会に加盟する私立高等学校の入学検定料について協会の設定した金額以上の金額とすること、入学金等の入学時の学納金について協会の設定した金額に準じた金額とすること及び授業料等の月額学納金について前年度の金額より引き下げようとする場合にはあらかじめ周辺の私立高等学校の了解を得ることを申し合わせていた疑い。
(社)全国クレーン建設業協会茨城支部に対する件 (平成18年7月7日警告)	支部会員の移動式クレーンを使用する作業に係る料金を引き上げることを決定し、支部会員をしてこれを実施させていた疑い。
愛知県クレーン協同組合に対する件 (平成18年7月7日警告)	組合員の移動式クレーンを使用する作業に係る料金を決定し、組合員をしてこれを実施させていた疑い。

## 3 参照条文

### ○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

#### 【事業者団体の禁止行為】

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二～五 （略）

### ○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

#### 【事業者団体の禁止行為】

第八条 事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二～五 （略）
- ②～④ （略）